公益財団法人東京しごと財団における令和４年度事業の公募について

１　総則

以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書及び各事業別の募集要項によるものとする。

２　募集事業名

ソーシャルファーム専用ホームページ改修・運営等業務委託

公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）では、ソーシャルファームの創設・運営を検討している事業者をはじめ、ソーシャルファームに関心のある方や今後関心を持つ可能性がある方などを対象に、ソーシャルファームに関する分かりやすく訴求力のある情報発信を的確かつタイムリーに行うとともに、東京都の認証を受けたソーシャルファームの商品・サービス等の魅力を PR し販路開拓等につなげるため、「ソーシャルファーム専用ホームページ」の改修、運営及び事例集の作成を行う。

（注）ソーシャルファーム

「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（令和元年 12 月 25 日東京都条例第 91 号）第 10 条で規定する「事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業」をいう。

３　実施期間

令和４年４月１日から令和５年３月31日まで

４　仕様内容

募集要項による。（仕様説明会動画公開日にビジネスチャンス・ナビ2020にてデータを掲載。）

募集要項は、当事業の財源たる東京都予算確定前の時点で作成しており、回数、定員数の増減や項目の改廃、選定方法等の変更がありうるものとする。回数・定員数、事業内容、選定方法等に変更があった場合は、すみやかに書類提出事業者宛に連絡する。また、本事業の契約は、令和４年３月３１日までに当財団の令和４年度収支予算が理事会で承認された場合において、令和４年４月１日に確定するものとする。

※参加申請にあたっては、ビジネスチャンス・ナビ 2020（以下、「ナビ」という。）への事前登録が必要です。詳細は以下７を参照。

５　予算額

募集要項による。（仕様説明会動画公開日にナビにてデータを掲載。）

６　応募資格

(1)　法人格を有すること。

(2)　障害者、生活困窮者、ひとり親など就労に困難を抱える方の就労支援に関する知識があること。

(3)　ソーシャルファームに関する情報収集を含め、本事業を実施するために必要な人材体制の確保が可能であること。

(4)　法令等を遵守していること。

ア　企画提案申込み時において職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、企画提案申込み時までに是正を完了している者を除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けた者は、是正を完了してから２年を経過していること。）

イ　労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から２年を経過しない者でないこと。

ウ　企画提案申込み時から過去２年間において、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者でないこと。

エ　納期の到来している法人都民税及び法人事業税を完納していること。

オ　企画提案申込み時から過去１年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がない者。

カ　東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第２条第４号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年１月14日付61財経庶第922号）別表１号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者。

※東京都暴力団排除条例

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html

※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20210406184228_1.pdf

(5)　経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。

ア　会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者。

イ　民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。

ウ　破産法に基づく破産手続きの申し立てをした者又は破産手続きの開始決定を受けた者。

エ　その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者。

(6)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

ア　当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）及び破産者で復権を得ない者。

イ　以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後２年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

(ｱ)　契約の履行にあたり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者。

(ｲ)　公正な競争の執行を妨げた者。

(ｳ)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
(ｴ)　監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
(ｵ)　正当な理由なく、契約を履行しなかった者。
(ｶ)　入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者。
(ｷ)　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(7)　法人の採用にあたっては、公正な採用選考を行っていること。
(8)　公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。
(9)　宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
(10) 本事業を実施するために必要な人員体制の確保が可能であること。本契約の履行に必要な人員の確保・養成、これを支援する本社組織の体制など、本事業を実施するために必要な執行体制が整っていること。
(11) 次の事項に該当しない者であること。
ア　添付書類に虚偽の事実を記載した者。
イ　仕様説明動画を閲覧していない者。
ウ　仕様説明動画の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者。
※複数の企業で構成される企業グループにおいても、企画提案参加を希望する構成員（企業）が仕様説明会に必ず参加すること。

７　仕様説明会（動画公開）

公表日時	実施場所
令和４年１月21日（金） 13時00分～16時00分 ※動画再生時間は１時間程度を予定	Youtube ※当日 12 時 00 分までに専用 URL をナビに掲示通知予定 （YouTubeへの会員登録不要）

仕様説明動画の閲覧にあたっては、ナビ（https://www.sekai2020.tokyo/bcn/）上に掲載されている「仕様説明動画　閲覧申込書」に記入の上、１月19日（水）16時までにナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。

８　契約情報の公表

本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合（契約金額250万円以上)、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。

参考　　事業者選定までのスケジュール

令和４／１／６（木）～19（水）	公示期間（仕様説明動画の閲覧申込み）
１／21（金）	仕様説明動画の配信
１／21（金）～25（火）	質問受付期間
１／27（木）	質問回答日
１／31（月）	企画提案参加希望書類提出期限

２／４（金）	書面審査の結果通知（書面審査合格者のみ）
２／15（火）	企画提案申請書類提出期限
２／21（月）	予備審査の結果通知
３／３（木）	企画提案事業の説明（プレゼンテーション）
３／初旬	受託予定者（契約内定者）決定の通知

※本予定は変更される場合がある。

【問い合わせ先】

（公財）東京しごと財団総務課経理係

電話　０３－５２１１－２３０８　　メールアドレス　nyusatsu@shigotozaidan.or.jp

なお、本事業の内容等に関する質問は、令和４年１月21日16時以降を質問受付期間とし、事前の電話等による質問には、一切応じない。